

## 観光および遊覧を目的とする船舶等に対する岸壁使用料の減額措置に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸港の魅力ある観光資源としてウォーターフロントの賑わいづくりに寄与している観光・遊覧船事業のさらなる活性化を図ることを目的とし、神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号。以下「条例」という。）第17条第3号に基づき、通常の船舶に比べて発着回数が多く、事業者の負担が過重になっている岸壁使用料の減額措置を行うことに関し、必要な事項を定める。

### (減額措置の対象)

第2条 次のすべてに該当するときは、本要綱の岸壁使用料の減額措置の対象とする。

- (1) 観光・遊覧を目的とする運航の用に供する船舶であること。
- (2) 阪神港神戸区を主たる定けい場とする船舶であること。
- (3) 阪神港神戸区を発航港及び到着港とし、かつ航海途上において寄航港を持たない運航であること。
- (4) 当該船舶を運航する事業者が当該船舶を運航するにつき、海上運送法（昭和24年6月法律第187号）第3条第1項に規定する「一般旅客定期航路事業」の許可又は同法第21条第1項に規定する「旅客不定期航路事業」の許可を国土交通大臣から受けていること。

### (岸壁使用料の減額措置)

第3条 条例第15条及び別表第1に基づき、実績により算出した岸壁使用料の一月の合計額と、当該船舶が一日24時間係留したときの岸壁使用料に着岸日数を乗じて得られた額の、いずれか小さい方を請求金額とする。

### (申請の手続き)

第4条 岸壁使用料の軽減措置を受けようとする者は、年度ごとに「観光・遊覧を目的とする船舶に対する岸壁使用料の軽減に関する申請書」により市長に申請しなければならない。

2 第2条(4)を証する許可書の写し、船舶国籍証書の写し及び船舶検査証書の写しを申請書に添付するものとする。

### (事業者への通知)

第5条 市長は前条の規定による申請があったときは、その可否を決定し、通知書（第1号様式）により申請者にその結果を通知するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。